☆　　（２０２４年１月４日現在適用中）

１．商　品　名 （　愛　称　）	**震　災　対　策　定　期　預　金** **（愛称）　手のひら定期** ※本商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます
２．販　売　店　舗	・大垣共立銀行本支店（東京支店・大阪支店は除く）の店頭窓口
３．販　売　対　象	・個人のお客さまが対象となります
４．預　入　条　件	・震災対策定期預金（以下「本定期」といいます）と同一お客さま（ＣＩＦ）番号の手のひら認証ＡＴＭサービスに登録した普通預金（総合口座を含みます）を、本定期のお申込み時に「震災時入金指定口座」として登録いただくことが条件となります
５．預　入　期　間	・３ヵ月、６ヵ月、１年（定型方式、単利型） ・自動継続（元利金継続）のみのお取り扱いとなります ・自動継続（元金継続）および満期日指定方式は、お取り扱いしません
６．預　入　方　法	
(1) 預　入　方　法	・一括預入
(2) 預　入　金　額	・お一人さま、預入日時点で１０万円以上１００万円以内（※１） （※１）お預入れは大垣共立銀行本支店のうちいずれか１店舗のみとします。自動継続扱いにより元利金が１００万円を超える場合は、その元利金合計は本定期として継続します
(3) 預　入　単　位	・１円単位
(4) 預　入　形　態	・通帳式（総合口座通帳、定期預金通帳、デュエット通帳定期口）
７．払　戻　方　法	
(1) 通　常　時	・満期日以後に一括して払い戻します
(2) 震災時対応	・対象震度（※２）の地震が発生した場合、当社にお届けいただいている現住所の郵便番号が対象エリア内の郵便番号（※３）と一致したお客さまの本定期について、震災日以降当社の定める指定日（以下「指定日」といいます）に、自動的に本定期を解約し、「震災時入金指定口座」へ入金します。なお、指定日前日時点で、本定期が総合口座における当座貸越の担保の対象となっており、かつ総合口座貸越を利用中（口座残高が０円未満）の場合や、「震災時入金指定口座」を解約されている等の入金ができない状態と当社が判断する場合は、震災時対応は行いません （※２）当社営業エリア内（岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県が対象）にて発生した地震で、気象庁が発表する地震情報（震度速報を除く）における震度６弱以上を基準とします （※３）当社営業エリア内（岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県が対象）で、対象震度を観測した地域を基準に、当社の判断により対象エリアとなる郵便番号を決定し、当社所定の方法にて公表いたします

	８．利　　息	
☆	(1) 適　用　金　利	・大垣共立銀行ホームページに掲載する預入日または継続日（以下「預入日等」といいます）の預入期間ごとのスーパー定期の金利を適用します ・以下の①から③の場合、各預入期間のスーパー定期の中途解約金利を適用します ①通常時に本定期を満期日前に解約する場合 ②対象震度の地震発生時に震災時対応の対象エリア外のお客さまが本定期を満期日前に解約する場合 ③対象震度の地震発生時に震災時対応の対象エリア内のお客さまが指定日前日までに本定期を満期日前に解約する場合 ・満期日以降は、同一預入期間の本定期となり、継続後の金利は継続日における大垣共立銀行ホームページに掲載する金利を適用します ☆・震災時対応の場合は、預入日等の大垣共立銀行ホームページに掲載する金利を適用します
	(2) 利　払　頻　度	・他の金利上乗せ制度等との併用はできません
	Ａ．通　常　時	
	Ｂ．震災時対応	・満期日以後に一括して元金に組み入れます
	(3) 計　算　方　法	・震災時対応の自動解約前に預入日等から指定日前日までの日数分を、指定日に元金に組み入れます
	(4) 税　　金	・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算 ・２０．３１５％（国税１５．３１５％・地方税５％）の源泉分離課税 （マル優ご利用の場合は非課税）
	９．手　数　料	――――――――――――――
☆	10. 付加できる特約事項	・総合口座の担保とすることができます ☆（貸越金利は、預入時の大垣共立銀行ホームページに掲載する金利に、継続後は継続時の大垣共立銀行ホームページに掲載する金利に０．５０％を上乗せした金利） ・マル優のお取り扱いができます
	11. 中途解約時の取扱	・預入期間ごとのスーパー定期のお取り扱いに同じです
☆	12. 金　利　情　報	・店舗窓口または大垣共立銀行ホームページにてご確認ください
	13. 当社が契約している指定紛争解決機関	・当社が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です 連絡先　全国銀行協会相談室 電話番号　０５７０－０１７１０９または０３－５２５２－３７７２ （受付時間は、平日９：００～１７：００です）